

草津市総合計画基本構想

1 将来ビジョン

本市の将来ビジョンを、「将来に描くまちの姿」と将来人口とまちの構造による「基本フレーム」をもって以下に示します。

(1) 将来に描くまちの姿

私たちは、将来の草津市を「住み続けたいまち」「“草津の市民”としての喜びが感じられるまち」として、以下のように構想します。

出会いが織りなすふるさと

“元気”と“うるおい”のあるまち 草津

高いところざし

将来の草津市では、まちづくりに対する高いところざしによって、琵琶湖のほとりの自然環境と人々の活動が調和し、美しさ、心地よさ、うるおいと生活の豊かさ、“ふるさと草津”への愛着と草津市民としての私たちの誇りが生み出されています。

出会いと交流

街道文化が息づくまちは、いつも出会いと交流に満ちて、誰もが、互いを尊重し認めあい、学びあい磨きあいながら、“受け継いだもの”や“新たなもの”などの交わりにふれて知恵と心を育み、生き生きと輝いています。

親しみと憧れ

その輝きは、人から地域、産業などへも行き渡ってまち全体の元気・活力となって市民の夢を育み、草津の気風・文化などに市外からも親しみと憧れを集める“新しい魅力”を創り出して、人々の間に様々な感動を広げています。

自負と責任

市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」を軸に市民自治の仕組みが丁寧に組み立てられており、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する自負と責任を持ちながら、周辺の自治体とともにさらなる未来を拓こうとする、力強い地域経営が行われています。

(2) 基本フレーム

① 将来人口

本市人口は、基本構想の期末である平成32年に最大となって、その後、減少へ向かうと推計しています。これらを踏まえ、本市では基本構想の人口フレームを以下のとおりとします。

平成32年 135,000人

なお、ここに設定する将来人口を一定の上限と見据えて、既に人口減少社会を迎えた全国自治体の今後の動向に学びながら、成熟型社会のまちづくりを進めていきます。

② まちの構造

ア 基本的な考え方

自然環境と調和した土地利用を基本に暮らしの基盤を充実させ、さらに、様々な都市機能の集積を誘導して、これらそれぞれがネットワーク化した、便利で快適なまちの構造とします。

その要素としては、「ゾーン」「都市拠点」「環状道路」「うるおいネットワーク」として以下に示します。

イ 3つのゾーン

土地利用の面から、3つのゾーンを位置づけます。

まちなかゾーン 本市の中心市街地で、誰もが楽しめる“都心部”として、商工業施設、業務オフィス、文化・レクリエーション施設、官公署などの集約化を誘導するゾーンであり、うるおい豊かでのぎわいと交流に満ちた、まちなか居住のゾーンです。

文化・交流ゾーン 快適な居住環境を守るとともに、大学を中心とした様々な分野の人材育成・研究・開発のほか、福祉・医療、文化等の交流活動や製造業等の産業活動を促進するゾーンです。

共生ゾーン 農業・水産業のほか、自然環境との関わり合いのなかで市民生活が営まれるゾーンです。このうち湖岸域を、琵琶湖と人の関わり合いをより積極的につくっていく「くさつエコミュージアム」に位置づけます。

ウ 3つの都市拠点

まちの資源の高度集積・活用を生かす3つの拠点を位置づけます。各拠点の相互のネットワーク化を進め、まち全体の活力や魅力を生み出すものとしします。

にぎわい拠点 まちなかゾーンのうち、JR草津駅とJR南草津駅周辺地区を双眼の核としたにぎわいをつくる拠点です。

学術・福祉拠点 草津 JCT や草津田上 IC による地の利を最大限に生かした、産官学あるいは研究機関との連携、新たな産業の創出や福祉・医療、文化等の交流を促進する拠点です。

湖岸共生拠点 市民や本市を訪れる人に憩いや安らぎを提供し、同時に、人と環境が調和した暮らしについて語りかけてくれる拠点です。「くさつエコミュージアム」のシンボルとなります。

エ 3つの環状道路

本市の基本的なまちの構造をつくり、市内外を結ぶ「ひがし環状道路」「にし環状道路」と、都市の中心性を高める「まちなか環状道路」を位置づけます。これらの環状道路は、まちの資源の集積と効果的な活用を図るため、相互に接続するものとします。

まちなか環状道路 JR草津駅、JR南草津駅周辺の「にぎわい拠点」を両端として、「ひがし環状道路」「にし環状道路」の交わりに位置づけた「まちなかゾーン」の内側を環状に結ぶ道路です。

ひがし環状道路 大津湖南幹線・平野南笠線・山手幹線・下笠下砥山線の4路線によって構成する環状道路であり、「まちなかゾーン」と「文化・交流ゾーン」を結ぶとともに、草津 JCT や草津田上 IC にアクセスする広域幹線ネットワークに接続します。

にし環状道路 国道1号、平野南笠線、大津湖南幹線、湖岸道路、下笠下砥山線の5路線によって構成する環状道路であり、「まちなかゾーン」と「共生ゾーン」を結びます。また湖岸道路は、「くさつエコミュージアム」の軸となります。

オ うるおいネットワーク

緑・水・歴史などに恵まれた本市の特性は、それぞれが相まって、まちと暮らしにうるおいを導いています。これらを本市における人の営みにさらに生かして、市内外から親しみと憧れを集める快適なまちをつくるため、「うるおいネットワーク」を位置づけます。

緑のみち 草津川廃川敷地について、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図り、中心市街地の魅力を高めるとともに、中心市街地・湖岸間を快適に移動でき、憩いの空間が整えられた「緑のみち」とします。

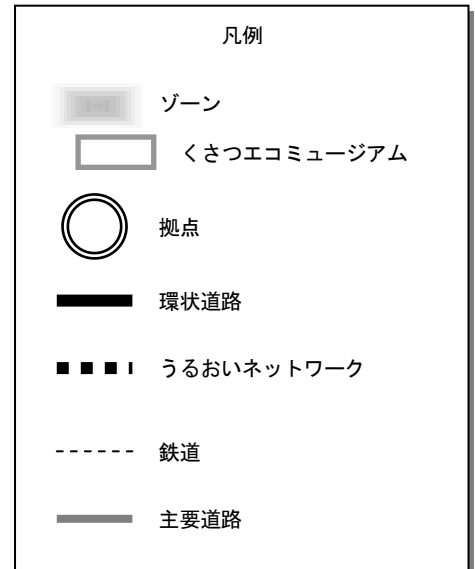
水のみち 草津川をはじめとする河川について、その河川敷や堤防を、水や緑に親しみながらウォーキングやサイクリングなどを楽しむことができる「水のみち」とします。

また、湖岸道路については、「くさつエコミュージアム」の主軸道路として周辺環境と調和した、県内で最も“水の景色”を楽しむことができる快適なルートとします。

歴史のみち 東海道や中山道などの旧街道やそのほかの様々な歴史資源の適切な保全を図るとともに、それぞれを結びつけ生かし、誰もが楽しめるプロムナードとします。

※ エコミュージアム 湖岸道路沿道における琵琶湖をはじめとする自然環境や環境関連施設の資源を活用し、自然と触れ合い、研究・学習できる場とするものである。

まちの構造



2 まちづくりの基本方向

将来ビジョンに基づいて基本構想期間において行うまちづくりは、すべて私たち草津市民がともに進めるものであり、以下の4つを基本方向とします。また、それぞれの内容には、行政分野の各施策の主要な取り組み方向を含んでいます。

(1) 「人」が輝くまちへ

出会いとふれあいの豊かさによって、人々が互いを尊重しあう人権文化が花開くまちをつくっていきます。

また、誰もが生涯を通じて楽しく学び、生きがいを持ち、市民文化を守り育みながら、それぞれの個性を生かして輝いていけるまちをつくっていきます。

(人権)

- ・「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言のもとに、一人ひとりの人権が尊重される平和社会の実現に向けて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図るとともに、多文化共生社会へ向けた効果的な取り組みを推進します。

(男女共同参画)

- ・男女がともに社会の対等な構成員として、家庭や地域のなかで一人ひとりが自らの個性を生かした人生を歩んでいける、男女共同参画社会の実現を図ります。

(教育・青少年)

- ・地域社会との連携のもと、一人ひとりの子どもを守り育て、本市の将来を担う次世代が、自らの個性を伸ばして、確かな学力や豊かな人間性、しなやかでたくましい心と体など、人生を歩むための基礎・基本となる“生きる力”を身につけられるよう教育の充実を図ります。
- ・青少年が、心豊かで健やかにたくましく成長できるよう、社会全体の中で青少年を温かく見守り、育成していきます。

(生涯学習・スポーツ)

- ・誰もが楽しく生きがいを感じ、生涯を通じて自己を高めることができるよう、学習できる環境を充実していきます。
- ・家庭・地域・学校の連携のもとで行っている地域協働合校については、大学等との連携、地域に貢献できる人材の育成などを進めて、地域社会のますますの発展へと結びつけていきます。

- ・市民が心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、誰もが自分の健康状態や年齢、体力に合わせたスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

(市民文化)

- ・市民文化醸成の取り組みを軸としながら、これまで以上に人と人の出会いとふれあいを活発にしていくことで、市民一人ひとりが「まちに対する愛着」や「草津市民であることの自負と誇り」を実感し“ふるさと草津”を語るができる市民となっていけるようなまちづくりを進めていきます。
- ・歴史資源の適切な保全と活用、伝統文化の継承を図るとともに、市民の芸術・文化活動の振興に努め、多彩で豊かな市民文化をさらに高めていきます。

(2) 「安心」が得られるまちへ

地域における自助・共助・公助の役割分担と相互連携のもと、幼少期から高齢期まで、障害のある人もない人も誰もが等しく、生命と健康と暮らしが守られるまちをつくっていきます。

また、災害に強く、事故や犯罪のない、安心して生き生きと生活できるまちをつくっていきます。

(子ども・子育て)

- ・子どもの健やかな育ちを守るとともに、家族のあり方の変化に応じて多様化が進んでいる子育て支援のニーズに対応し、保育・在宅保育支援の充実を図っていきます。また、地域ぐるみの子ども・子育ての見守り・応援の取り組みを強めていきます。

(長寿・生きがい)

- ・“元気で長生き”のための健康増進と介護予防の取り組みを充実させるとともに、高齢期における社会参加をいっそう進めていきます。

また、介護保険制度の適切な運用、生活支援サービスや在宅介護サービスの充実などにより、高齢になっても安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。

(障害福祉)

- ・「障害のある人もない人も、誰もが生き生きと輝けるまち」を目指し、障害福祉サービス等の充実などによって生活の安心・安全を守ることを基本としながら、障害がある・ないにかかわらず、誰もが自らの意思によって自己実現を図ることができる地域社会づくりを進めていきます。

(地域福祉)

- ・誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を安心しておくことができるように、地域社会の様々な担い手の力を集めて、ともに生き、支え合う社会づくりを進めます。

(健康・保険)

- ・市民の健康の保持増進、疾病の予防・早期発見・早期対応のため、健（検）診や健康教室、健康相談、訪問指導等の実施に努めるとともに、“健康づくり運動”をさらに進めることで市民一人ひとりの、自らによる健康づくりの取り組みが進むよう図っていきます。
- ・医療保険制度等の適正な運用を行うほか、市民の健康が守れるよう、これまで以上に保険・医療・福祉の連携を強めていきます。

(生活安心)

- ・様々な理由で生活困窮の状態にある人への相談の充実を図るとともに、セーフティネットの制度を適切に運用していきます。
- ・消費者・消費団体の育成・支援と消費者保護対策の充実、公衆衛生の向上などにより、市民の暮らしの安心確保を図っていきます。

(防犯・防災)

- ・「危機管理」の考え方のもとで、地震や風水害などの自然災害、事故、感染症の流行などに備え、有事の際の適切な対策がとれるようにしていきます。
- ・災害時要援護者対策の充実などを含めて、地域ぐるみによる防犯・防災体制の強化などを図り、地域社会の安全・安心をよりいっそう高めていきます。
- ・まち全体の総合的な防災力を高めるため、市街地中心部の防災空間の確保や適正な土地利用の誘導を図るとともに、住宅をはじめ建築物や公共施設の耐震化を促進します。
- ・河川・排水路の適切な維持管理、天井川の平地化と浸水対策の促進、雨水幹線の整備等を進めます。

(3) 「心地よさ」が感じられるまちへ

琵琶湖をはじめとした自然環境に、人々の様々な活動が調和する持続可能なまちをつくっていきます。

そして、草津に暮らす人々や、草津を訪れる人々にとって、ぬくもりや季節の移り変わり、心地よさがいつも感じられるまちをつくっていきます。

(うるおい・景観)

- ・湖岸・河川空間などを保全・活用しながら緑化を推進し、まちのうるおいをつくっていきます。特に草津川・麩川敷地については、まち全体の魅力をいっそう高める資源として捉え、周辺の歴史的な資源も含めた総合的な活用を図ります。
- ・様々な市民の語らいを通じて都市景観や農村景観の良好な形成と誘導を図り、暮らす人・訪れる人の誰もが快適で心地よいと感じるようなまちをつくっていきます。

(環境)

- ・生物多様性の保全を重視して自然環境を守るとともに、地球環境との調和や循環型社会づくりについての学びを深めて、その知識と経験を将来の世代に確実に伝えていきます。
- ・省エネルギーや新エネルギー活用をはじめ、環境負荷の低減に取り組む事業者等の拡大を図るとともに、市民自らの日常生活の見直しと環境にやさしいライフスタイルの実践ができる仕組みを整えます。
- ・廃棄物の減量と適正処理によって省資源とリサイクルの推進を図るほか、環境美化や公害防止など生活環境の保全に努めます。

(住宅・住生活)

- ・住まいへの多様なニーズを受け止める、良質な住宅ストックによる良好な住環境の誘導を図り、これらの環境を将来に引き継いでいくとともに、市民が居住の場に困ることがないように支援します。
- ・市外からも親しみと憧れを集める本市の“まちなか”の魅力をさらに高めるため、JR駅周辺の市街地の整備など、利便性の高い快適な暮らしを実現する基盤づくりを進めます。

(上下水道)

- ・安全で安定した水を供給するため、上水道の整備拡充と適切な維持管理を行います。
- ・家庭や事業所等からの汚水を確実に処理するため、下水道の整備拡充と適切な維持管理を行うとともに、水洗化を促進し、生活環境の向上と河川・琵琶湖の水質保全への寄与を図ります。

(道路・交通)

- ・自動車・自転車・歩行者などが、安全で快適に利用できる道路環境を充実させていくため、道路や交通安全施設の整備と適切な維持管理に努めるとともに、交通安全対策の充実を図ります。

- ・市内や市内外を結ぶ移動をさらに円滑なものとするため、公共交通を中心とする総合的な交通体系の充実を図っていきます。
- ・歩道の段差解消やわかりやすい案内表示等を行い、ハード面・ソフト面の両面からバリア（障壁）を無くし、誰にとっても安全で安心できる、快適なまちと社会をつくっていきます。

(4) 「活気」があふれるまちへ

農業や商工業、観光などの振興を図り、市内外の多様な結びつきを創出して、地域産業の全体の活力を高めていきます。

また、地域コミュニティ活動、多岐にわたるテーマに応じた市民活動の活発化を促進し、地域に暮らし働くなかに、人・物・情報・技術の多様な交流を導いて、市全体から活気があふれ広がるまちをつくっていきます。

(農林水産)

- ・地産地消など、地域の生産者と消費者を結びつけ、“顔の見える安心”や食育への寄与を大切にする農業の展開を促進するとともに、生産物の付加価値を高め、ブランド化を進めていきます。
- ・本市の農業が地域の環境を守る安定した産業として将来にわたって継続していけるよう努めるとともに、水産業や畜産業の振興を図ります。

(商工観光)

- ・市民生活を支える地域の商店街の振興を図るとともに、既存商業などの集積を生かし、魅力と特色ある都市の商業空間づくりを進めます。
 - ・産業の高度化と活力ある都市づくりのため、市内立地企業や大学とのネットワークのもとで、異業種交流や産学連携による新産業の創出等を促していきます。
- また、市内企業の振興に加えて、地域の資源を生かし、新たな活力をもたらす企業誘致に努めます。
- ・自然・歴史の資源だけでなく、まち・暮らし・産業など、本市の様々な資源を生かして、魅力ある観光の振興を図ります。
 - ・働く人々が働きがいをもって生き生きとできるよう、勤労者福祉の向上を図るとともに、就労相談などの総合的な支援を行います。

(コミュニティ・市民自治)

- ・地域づくりの拠点として市民センター（公民館）などを積極的に活用して、町内会や学（地）区など地域コミュニティによる活動や市民の主体的なまちづくり活動を促進していきます。
- ・ボランティアやNPOの活動の場を拡げ、これら活動への市民の参加のための働きかけを充実させるとともに、地域コミュニティ活動との連携を図ります。
- ・まちづくりに関わる情報の整備を進め、その積極的な受発信に努めるなかで、「草津の魅力」と「草津のまちづくり活動」を市内外に広くアピールして、まちづくり市民活動の交流を図っていきます。

（情報・交流）

- ・地域情報誌やコミュニティFMなどを活用して多様な地域情報の共有を図るとともに、広報の充実など、行政情報をこれまで以上に適宜適切に提供できるよう努めます。
- ・充実した都市機能を最大限に生かすとともに、都市間・国際間の交流・協力を進めて、本市に様々な人と文化の出会いとふれあいを導いていきます。
- ・“若い力”が地域社会のなかで活躍し、新たなまちづくりの動きをつくる原動力となっているよう、大学等との連携による仕組みづくりを充実させていきます。

3 行政の姿勢と役割

市民とともに描いたこの基本構想を実現していくため、行政は、地域の社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供する「地域経営」へと自ら大きく転換を図る必要があります。

また、市民一人ひとりのまちへの関わりや、地域単位・テーマ単位など様々な市民活動の展開により、協働の礎^{いしづえ}をさらに確かなものとしていかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、本市では以下の2点を示し、基本構想に基づくまちづくりに向かうこととします。

(1) 地域経営への転換

持続可能で確かな地域経営を行うため、市民にわかりやすく、市民ニーズを踏まえた適切な行財政マネジメント（運営管理）を行います。

併せて、行政自らの政策形成・遂行能力の向上に努め、事業の効率化と広域連携の推進に努めます。

- ・行政サービスのさらなる効率性と質の確保のため、行政自らの意識改革や行政システムの改革を進めるとともに、広域連携のさらなる推進を図ります。

- ・対話型行政を前提とした“協働のまちづくり”のため、行政自らの人材の育成や政策形成能力の強化を図っていきます。また、行政情報の積極的な提供や市民ニーズの的確な把握に努めて、市民にわかりやすい行政運営を進めます。

(2) 協働のまちづくりの基盤強化

参加から協働へとつながるわかりやすい仕組みをつくることによって、市民のまちづくりに関わる意識を高め、市民による様々な活動がいつそう展開されるよう取り組みます。

とりわけ地域コミュニティによる活動については、その活動が自立したものとなることを重視した支援を図っていきます。

- ・地域コミュニティによるまちづくりや、各種のテーマに対応したまちづくりまでの様々な場面に、より多くの市民が参加・参画・協働し、ともにまちに関わる主体者となれるよう、その機会の多様化やわかりやすい仕組みの整備などに努めます。
- ・それぞれの地域におけるまちづくりの展開においては、地域の魅力と課題の共有、顔の見える関係づくりや地域生活におけるルールづくり、組織づくりなど、参加・参画・協働、意思決定の具体的な仕組みを地域自らがつくりだし守っていけるよう、総合的に支援します。

※ 参加・参画・協働 ある活動について、「参加」は「加わる」こと。「参画」は「主体的に加わる」こと。「協働」は「主体的に加わって、ともに何かをつくりあげること」をいう。